

届け出をお忘れなく

～各種届け出手続き一覧～

春は転勤・就職・進学など転居の季節です。住所が変わると、下表のような手続きが必要となります。表中の※は、手続きに必要なものです。ご不明な点は電話で確認の上、ご来庁ください。

(詳細) 豊平区役所 ☎822-2400 (代表)

手続き内容	転出 (豊平区→市外)	転入 (市外→豊平区)	札幌市内・豊平区内での異動	担当課
住所の変更 (住民票の異動)	転出届 →あらかじめまたは転出した日から14日以内 ※届出人の本人確認書類(免許証、保険証など)	転入届 →転入をした日から14日以内 ※届出人の本人確認書類(免許証、保険証など)、転出証明書(前住所地で発行)	区間異動・転居届 →新住所地の区役所で転居をした日から14日以内 ※届出人の本人確認書類(免許証、保険証など)	区役所1階 戸籍住民課
	転出先の住所が必要です(最低でも市区町村名まで)	正確な住所(○番○号か○番地まで)を確認して届けてください。市内の他区へ住所を異動する場合は、旧住所地の区役所に行く必要はありません。		
印鑑登録	印鑑登録証の返還 →登録は転出届により自動的に廃止になります。	新たに登録手続き ※登録印鑑、所定の本人確認書類(事前に係までお問い合わせください)	住民異動届により自動的に住所が変更されます。	
転校 (小中学校)	在学証明書・教科書給与証明書を今までの学校で発行してもらってください。	入校票をお渡ししますので在学証明書(前の学校で発行)と併せて転校先に提出してください。		
国民健康保険	脱退手続き、国民健康保険証の返還(転出前に) ※印鑑、納付通知書	加入される方は加入手続き →転入後14日以内に。 ※印鑑(通帳使用印)、預金通帳	住所変更手続き →新住所地の区役所で(転居後14日以内)。 ※印鑑、国民健康保険証、納付通知書	区役所1階 保険年金課
国民年金	加入者	第1号被保険者(自営業・自由業・学生など)と任意加入の方は、転出先の市町村にお問い合わせください。	第1号被保険者(自営業・自由業・学生など)と任意加入の方の住所変更届は、戸籍住民課で転入届をすることにより手続きされたことになります(厚生年金・共済組合の加入者や第3号被保険者を除く)。	
	受給者	住所・支払機関変更届(はがき)を異動先の社会保険事務所あてに郵送してください。詳しくは札幌東社会保険事務所(白石区菊水1条3丁目☎832-5300)か、区役所年金係にお問い合わせください。		
児童手当	消滅手続き	新たに申請手続き (後日、書類を用意していただくこともあります)	住民異動届により自動的に住所が変更されます。	
児童扶養手当	転出先での住所変更手続き →豊平区でも住所変更手続きが必要です。	住所変更手続き ※手当証書	住所変更手続き →新住所地の区役所で。 ※手当証書	
特別児童扶養手当	転出先での住所変更手続き →道外転出の場合は豊平区でも住所変更手続きが必要です。	住所変更手続き →道外からの転入の場合は世帯全員住民票も必要です。 ※手当証書	住所変更手続き →新住所地の区役所で。 ※手当証書	
特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当	転出の届け出 ※印鑑	住所変更手続き ※身体障害者手帳、療育手帳、本人名義の通帳	住所変更手続き →新住所地の区役所で。 ※印鑑、身体障害者手帳、療育手帳	区役所3階 保健福祉サービス課
身体障害者手帳 療育手帳	福祉乗車証・福祉タクシー利用券・各種乗車券・自動車燃料助成券の返還	住所変更手続き ※印鑑、手帳(療育手帳の場合は、本人の顔写真も必要です)	住所変更手続き →新住所地の区役所で。 ※印鑑、手帳	
敬老手帳 (65歳以上の方)	敬老手帳の返還	新たに申請手続き ※保険証など、年齢を確認できるもの	ご自分で住所を書き換えてください。	
敬老優待乗車証 (70歳以上の方)	敬老優待乗車証の返還	住民異動届提出後、案内通知が後日届きます。	住民異動届により自動的に住所が変更されます。	
医療助成 (乳幼児・老人・重度障がい・母子)	受給者証の返還	新たに申請手続き ※保険証、重度障がいの方は身体障害者手帳など	住所変更手続き →新住所地の区役所で。 ※受給者証	
軽自動車税	原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	廃車手続き ※印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書	新規登録 ※印鑑、廃車証明書、運転免許証・販売証明	区役所2階 税課
	軽自動車 二輪は125cc超250cc以下	転出先の軽自動車協会での手続き	札幌地区軽自動車協会(北区新川5条20丁目☎768-3955)での手続き (受付時間:午前9時～11時30分、午後1時～3時30分)	
	自動二輪(250cc超)	転出先の運輸支局での手続き	札幌運輸支局(東区北28条東1丁目☎731-7165)での手続き	
固定資産税	土地、建物などの所在地の市区町村へ住所変更の連絡をしてください(電話やはがきでも結構です)。			

※水道・下水道に関する届け出の手続きは、水道局電話受付センター(☎211-7770)までお問い合わせください。